

◎淀川右岸水防事務組合水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

制 定 平 3 0 . 3 . 2 6 条 例 3

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第6条の3の規定に基づき、淀川右岸水防事務組合の水防団長又は水防団員で非常勤の者（以下団員という）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、その者の勤務年数に応じて別表1に掲げる額を支給する。

2 死亡による退職の場合は、その者の勤務年数に応じて別表2に掲げる額を支給する。

3 前2項の退職報償金は、勤務していた期間中5回以上水防活動（訓練を含む）に従事し退職した者にかぎり支給する。

(勤務年数の算定)

第3条 勤務年数については、その者が団員として勤務していた期間を合算した期間とする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間については、勤務年数に算入しない。

2 淀川右岸水害予防組合における勤務年数は、これを淀川右岸水防事務組合における勤務年数と合算する。

3 前2項の規定による勤務年数の計算は、団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

4 前項の規定により勤務年数を計算する場合において、1年に満たない期間又は端数があるときは、6箇月以上はこれを1年とし、6箇月未満はこれを切り捨てる。

(遺族の範囲)

第4条 退職報償金の支給を受けることができる団員の遺族は、法定相続人とする。

(退職報償金支給の制限)

第5条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第6条 退職報償金は、団員が退職（死亡退職を含む）したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(実施の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

退職報償金支給額表 (第2条第1項関係)

勤務年数	給付額
10年以上	5,000円
15年以上	10,000円
20年以上	15,000円
25年以上	20,000円
30年以上	30,000円
	上記をこえた者に1年につき+1,000円 ただし、合計40,000円を限度とする

別表 2

退職報償金支給額表 (第2条第2項関係)

勤務年数	給付額
15年未満	10,000円
15年以上	15,000円
20年以上	20,000円
25年以上	30,000円